

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○生活困窮者自立支援法施行細則……………（福祉援護課）	1
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則……………（航空局）	2
○北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域医療課）	3
○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（子ども未来推進局）	4
○北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則……………（産業振興課）	6

規 則
生活困窮者自立支援法施行細則をここに公布する。 平成27年3月31日 北海道知事 高 橋 はるみ
北海道規則第40号 生活困窮者自立支援法施行細則 （趣旨）
第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）の施行については、生活困窮者自立支援法施行令（平成27年政令第40号。以下「政令」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 （認定生活困窮者就労訓練事業に関する事項の変更の届出）
第2条 省令第22条第1号又は第3号から第5号までに掲げる事項の変更の届出は、別記第1号様式その1の認定生活困窮者就労訓練事業変更届により行わなければならない。 2 省令第22条第2号に掲げる事項の変更の届出は、別記第1号様式その2の認定生活困窮者就労訓練事業変更届により行わなければならない。 （認定生活困窮者就労訓練事業の廃止の届出）
第3条 省令第23条の規定による廃止の届出は、別記第2号様式の認定生活困窮者就労訓練事業廃止届により行わなければならない。 （書類の経由）

第4条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、当該書類を提出しようとする者の居住地（生活困窮者就労訓練事業に係る書類にあっては、当該事業の経営地）を所管する総合振興局長又は振興局長を経由しなければならない。

（法等の施行に必要な様式）

第5条 この規則に定めるもののほか、法、政令及び省令の施行に関し必要な様式は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

その1

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 所 在 地

（事業者） 名 称

代表者氏名 ㊟

認定生活困窮者就労訓練事業に係る届出事項を変更したので、生活困窮者自立支援法施行規則第22条の規定により、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変 更 年 月 日	年 月 日

変 更 事 項	変 更 の 内 容
認定生活困窮者就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名	
認定生活困窮者就労訓練事業の利用定員の数	
認定生活困窮者就労訓練事業の内容	

就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

(備考)

変更のあった事項について、その変更の内容を記載すること。

(日本工業規格 A 4)

その2

認定生活困窮者就労訓練事業変更届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 所在地
(事業者) 名称

代表者氏名 (印)

認定生活困窮者就労訓練事業に係る届出事項を変更するので、生活困窮者自立支援法施行規則第22条の規定により、届け出ます。

変更に係る事業所の名称及び所在地	
変更予定年月日	年 月 日

変更予定事項	変更予定の内容
認定生活困窮者就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名	

(備考)

変更予定の内容を記載すること。

(日本工業規格 A 4)

別記第2号様式 (第3条関係)

認定生活困窮者就労訓練事業廃止届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 所在地
(事業者) 名称

代表者氏名 (印)

認定生活困窮者就労訓練事業を廃止したので、生活困窮者自立支援法施行規則第23条の規定により、届け出ます。

廃止に係る事業所の名称及び所在地	
廃止年月日	年 月 日

(日本工業規格 A 4)

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第41号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則

北海道空港条例施行規則(昭和50年北海道規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式 (第14条関係)

立入制限区域車両運転許可申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者の住所及び氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

(印)

次のとおり 空港の立入制限区域内において車両の運転をしたいので、北海道空港条例施行規則第14条第1項ただし書の規定により、申請します。

運転をする者の氏名	所 属	理 由	※立入許可証番号

車両の運転をする場所	
車両の運転をする日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
車両の種類及び登録番号 (整理番号)	
車両の所属又は所有者	
搭 載 物 件 の 概 要	
事故防止のための措置	
そ の 他 参 考 事 項	
添 付 図 面	車両の使用場所の見取図

- 注 1 ※欄は、記入しないこと。
2 運転をする者の運転免許証の写しを添付すること。
3 自動車検査証の写し又はこれに準ずるものを添付すること。
4 車両が特殊な形状である場合は、略図を添付すること（更新の場合を除く。）。
5 更新の場合には、従前の許可の内容と変更がない項目（登録番号又は整理番号を除く。）については、記入を省略することができる。
6 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記第9号様式の2中「（昭和50年北海道規則第12号）」を削り、

車両の駐車（修繕、清掃）をする日時	年 月 日から 年 月 日まで
車両の種類及び登録番号	
制限区域内で車両の駐車 (修繕、清掃)をしようとする理由	

を

--	--

車両の駐車（修繕、清掃）をする日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
車両の種類及び登録番号 (整理番号)	
車両の所属又は所有者	
制限区域内で車両の駐車 (修繕、清掃)をしようとする理由	
搭 載 物 件 の 概 要	
事故防止のための措置	

に改め、同様式の末尾欄外注を次のように改める。

- 注 1 自動車検査証の写し又はこれに準ずるものを添付すること。
2 車両が特殊な形状である場合は、略図を添付すること（更新の場合を除く。）。
3 更新の場合には、従前の許可の内容と変更がない項目（登録番号又は整理番号を除く。）については、記入を省略することができる。
4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道空港条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道空港条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第42号

北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則
北海道医師養成確保修学資金等貸付条例施行規則（平成20年北海道規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「原則として、人口10万人に対する医師の数が全道の平均値を上回る第2次医療

圏（医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第2項第10号に規定する区域をいう。以下同じ。）以外の第2次医療圏を「札幌市及び旭川市以外の市町村の区域」に、「同法第31条」を「医療法（昭和23年法律第205号）第31条」に、「第30条の17第1項」を「第30条の23第1項」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、条例第4条第2項の規定による貸付けの決定を受けた者に最初に交付する大学修学資金（条例第2条第1号に規定する大学修学資金をいう。以下同じ。）（月額のものに限る。）は、当該貸付けの決定後、速やかに、交付するものとする。

第5条第2項中「（条例第2条第1号に規定する大学修学資金をいう。以下同じ。）」を削り、「大学に入学した年の4月21日までに」を「前項ただし書に規定する大学修学資金の交付と同時に」に改め、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、条例第4条第2項の規定による貸付けの決定を受けた者に最初に交付する大学修学資金（大学の授業料に相当する額に限る。）は、第1項ただし書に規定する大学修学資金の交付と同時に交付するものとする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第43号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和32年北海道規則第128号）の一部を次のように改正する。

第13条の21から第13条の23までを次のように改める。

（病児保育事業の開始の届出）

第13条の21 法第34条の18第1項の規定による病児保育事業の開始の届出は、別記第17号様式の14によってしなければならない。

（病児保育事業の変更の届出）

第13条の22 法第34条の18第2項の規定による病児保育事業の変更の届出は、別記第17号様式の15によってなければならない。

（病児保育事業の廃止等の届出）

第13条の23 法第34条の18第3項の規定による病児保育事業の廃止又は休止の届出は、別記第17号様式の16によってなければならない。

第16条第1項中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改め、同条第2項中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改める。

第18条中「市長及び福祉事務所を設置する町村長が法第22条第1項に規定する助産の実施又は法第23条第1項に規定する母子保護の実施に要する費用につき、市町村長が法第24条第1項に規定する保育の実施に要する」を「市町村長が法第51条第3号及び第5号に掲げる」に改める。

別記第17号様式の14から別記第17号様式の16までを次のように改める。

別記第17号様式の14（第13条の21関係）

病児保育事業開始届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所

氏 名

㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり病児保育事業を開始しますので、児童福祉法第34条の18第1項の規定により届け出ます。

1 事業

(1) 種類

(2) 提供する便宜等の内容

2 経営者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(1) 氏名（名 称）

(2) 住所（所在地）

3 事業開始に伴う条例、定款その他の基本約款

別添のとおり

4 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

5 主な職員の氏名及び経歴

職 種	氏 名	経 歴

6 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）

7 病児保育事業の用に供する施設

- (1) 名 称
- (2) 種 類
- (3) 所 在 地
- (4) 利用定員

8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
別添のとおり

9 事業開始の予定年月日

10 収支予算書及び事業計画書 別添のとおり（インターネットを利用して閲覧が可能な場合は、そのホームページアドレス）

注 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によること。

別記第17号様式の15（第13条の22関係）

病児保育事業変更届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所

氏 名



〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次のとおり児童福祉法第34条の18第1項の規定により届け出た病児保育事業を変更しましたので、同条第2項の規定により届け出ます。

1 事業

- (1) 種類

- (2) 提供する便宜等の内容

2 経営者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）

- (1) 氏名（名 称）
- (2) 住所（所在地）

3 事業開始に伴う条例、定款その他の基本約款
別添のとおり

4 職員の定数及び職務の内容

職 種	職 務 の 内 容	職員の定数
		人

5 主な職員の氏名及び経歴

職 種	氏 名	経 歴

6 事業を行おうとする区域（市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町村の名称を含む。）

7 病児保育事業の用に供する施設

- (1) 名 称
- (2) 種 類
- (3) 所 在 地
- (4) 利用定員

8 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
別添のとおり

9 変更年月日

10 収支予算書及び事業計画書 別添のとおり（インターネットを利用して閲覧が可能な場合は、そのホームページアドレス）

注

- 1 変更となる項目番号を○で囲み、変更になる部分のみ記載すること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜別紙によること。

と。

別記第17様式の16（第13条の23関係）

病児保育事業廃止（休止）届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあっては、主たる事務所の所
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおり病児保育事業を廃止（休止）しますので、児童福祉法第34条の18第3項の規定により届け出ます。

1 廃止（休止）予定年月日

2 廃止（休止）の理由

3 現に便宜を受けている児童に対する措置

4 休止の予定期間

別記第20号様式中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改める。

別記第20号様式の2中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。次項において「整備法」という。）第6条の規定による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第51条第5号に掲げる費用についてのこの規則による改正後の児童福祉法施行細則（附則第4項において「新規則」という。）第18条の規定による負担金の交付の申請（平成27年度分の負担金に係るものに限る。）は、同条の規定にかかわらず、知事が別に定める日までに行わなければならない。

3 整備法第6条の規定による改正前の児童福祉法第24条第1項に規定する保育の実施に要する費用につきこの規則による改正前の児童福祉法施行細則（次項において「旧規則」と

いう。）第18条の負担金の交付を受けた市町村長が提出する事業実績報告書については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に旧規則別記第20号様式又は別記第20号様式の2の規定に基づいて作成されている用紙がある場合には、新規則別記第20号様式及び別記第20号様式の2の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第44号

北海道立工業技術センター管理規則の一部を改正する規則

北海道立工業技術センター管理規則（昭和61年北海道規則第89号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の事項の表中

「オージェ電子分光分析	同	22,200円
-------------	---	---------

を

「オージェ電子分光分析	同	22,200円
材料成分分析	同	6,350円

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。